

議案第 62 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

1 琴浦町税条例の一部改正について

令和 2 年 5 月 29 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町税条例の一部改正について

令和 2 年 4 月 3 0 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年琴浦町条例第19号

琴浦町税条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 申請の日前2年以内に法第15条の2第9項第2号又は第3号により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認められなかったことがある場合</u></p> <p><u>(2) 猶予期間内に完納する見込みが無い場合</u></p> <p>(徴収猶予の取消し)</p> <p><u>第9条の2 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険料</u></p> <p><u>(2) 後期高齢者医療保険料</u></p>	<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 略</u></p>

2 法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る徴収金以外に新たに町税及び前項各号に掲げる債権を滞納した場合とする。

附 則
(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 ~ 26 略

27 法附則第 62 条に規定する町の条例で定める割合は 0 とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第 23 条 略

附 則
(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 ~ 26 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(個人の町民税の税率の特例等)

第 23 条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2. 第9条の2第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第9条の2第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 琴浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 <u>法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で</p>

定める割合)

第10条の2 略

2～26 略

27 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1

定める割合)

第10条の2 略

2～26 略

27 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 略

項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。